

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

平成14年9月17日の日朝首脳会談から丸10年が経過いたしました。この間、政府、国会、拉致被害者及び特定失踪者のご家族をはじめ全国各地の支援団体のみならず、およそ拉致問題の早期解決を願うあらゆる人々が心を痛めてきました。しかしながら、国及び関係諸団体を挙げての取組みとは裏腹に、さしたる成果を残すことなく10年という時間だけが経過したに過ぎません。一口に10年と言っても、それは拉致被害者のみならず、ご家族、政府関係者、支援団体をはじめ誰にでも一様に10年が失われたわけですから、これは軽々に見逃すことのできない問題です。

拉致被害者救出に残された時間は残り少なく、また、北朝鮮国内の深刻な人権問題、核・ミサイル問題等々、北朝鮮を原因とした東アジアの混迷は深まるばかりですが、一方で金正日から金正恩への体制転換による北朝鮮の不安定性を好機と捉える見方もあることから、この機を逃すことなく迅速かつ重点的な取組みを実行することが、一日も早い拉致問題の解決に至る道だと考え、次項について要請いたします。

1 世界中の国々に対し、未帰国の政府認定拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない多くの失踪者の情報を提供するとともに、拉致問題の全容を正確に伝えること。特に、北朝鮮に公館を持つ国に対しては、当該拉致被害者及びその家族の救出や安全確保に協力するよう早急に依頼すること。

2 国連決議の場においては、国連内部に北朝鮮の拉致問題を含めた人権侵害の調査を行う特別調査委員会（事実調査委員会）の設置について、例年採択されている国連総会での北朝鮮非難決議の中に盛り込むことができるよう、全ての国連加盟国に対して積極的かつ早急に働きかけること。

3 政府認定の有無に関わらず、全ての拉致被害者の救出及び安全確保は、国政の最重要課題の一つと考える。今後、あらゆる手段を用いて拉致被害者の住所及び安否確

認を行うとともに、拉致被害者の救出のための法整備を早急に進めること。

4 全ての拉致被害者を早急に救出するため拉致問題を理由として北朝鮮への送金停止と米国等に金融制裁の再発動を促すことを求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2012年10月5日

鳴門市議会